

事 業 主 殿

熊本労働基準監督署長



労働災害防止の取り組みについて（お願い）

日頃より労働災害防止対策に向けた各種取組に、御理解と御協力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、熊本労働基準監督署管内における休業 4 日以上労働災害（以下「労働災害」という。）は、令和 7 年 1 年間で、コロナ感染症を除き 957 件発生し、令和 6 年に比べ 60 件と減少となりましたが、当署管内では、平成 28 年以降、労働災害の発生件数が 900 件を超える高止まりの状態が続いており、非常に危惧される状況です。

つきましては、この状況を認識いただき、各事業場におかれましても下記事項等による労働災害防止への取り組み実施を徹底していただきますようお願い申し上げます。

記

1 転倒災害

転倒災害は、現在、労働災害発生件数の約 4 割を占めている状況です。転倒災害での被災程度は比較的軽度と思われがちですが、労働者の高齢化の進捗等により、転倒での骨折などが増加しており、休業見込日数も数か月となる事案も少なからず発生しています。

転倒を防止するためには、段差や凹凸等の解消、4 S（整理、整頓、清掃、清潔）の徹底、適正な履物の選択及び危険箇所の「見える化」等が直接的対策となりますが、転倒予防のためのバランス保持、筋力強化運動の励行についても重要な対策となります。

2 高年齢労働者対策

熊本県においては、人材確保の観点からも、就労を希望する高齢者の活用が必要となっていますが、高年齢労働者が職場で活躍できる環境整備の一環として、労働災害防止対策は、これまでになく、その重要性を増しております。

また、働く意欲を持つ高年齢労働者は、人材（雇用）確保の観点からも、労働災害防止対策の推進が重要です。

具体的には、加齢に伴う心身機能の低下、新しい機械・技術への対応、若年労働者とのコミュニケーションのあり方等を考慮して、機械設備・作業環境・作業方法の改善、健康の保持増進、快適な職場環境の形成、安全衛生教育の実

施などの対策に取り組む必要があります。

厚生労働省では、「高年齢者の労働災害防止のための指針」を定めて労働災害防止への取り組みの徹底をお願いしています。この指針への取り組みと高年齢労働者の安全と健康確保のための100の取組（エイジアクション）を盛り込んだチェックリスト等を活用して、職場の課題の洗い出し、改善に向けた取組を進め、必要な対策を確実に実施していく必要があります。

3 「はさまれ・巻き込まれ」「切れ・こすれ」

「はさまれ・巻き込まれ」「切れ・こすれ」災害は、労働災害発生件数の中で高い発生割合を占めており以下の基本的対策の徹底が重要です。

- ア 加工機械、コンベアーなどの刃、歯車、ベルト対する確実な覆い（カバー）、囲いの取付けと、清掃や保守・点検時の作業標準（マニュアル）の策定。
- イ 連続運転する加工機械のトラブル発生時に、労働者への危険回避のため必要があれば、機械の動力を遮断することができるよう作業標準に規定。
- ウ 機械等の点検、掃除、修理等の作業を行う場合には、機械を止め、確実に停止したことを確認した後に、作業を開始することを徹底。
- エ 原材料の運搬、工具の使用等の場合を含め、想定される危険を予知するための教育の徹底。

4 脚立・はしごからの墜落・転落防止対策

脚立やはしごは、ごく身近な用具であるため、使用頻度が多く、また、作業位置が比較的低い場合があり、墜落・転落の危険性を感じないことがあります。しかし、過去の災害事例では、骨折などの重篤な災害が多数発生し、死亡災害も発生しています。

労働者に脚立・はしごを使用させる場合には、適正な使用方法の厳守と保護帽の着用、想定される危険を予知するように教育を行った上で作業を行わせることが重要です。

安全衛生関係の各種のリーフレットは、厚生労働省ホームページに掲載しておりますので、適時ご活用ください。

アドレスとQRコードは以下のとおりです。

なお、アクセス箇所の情報量が多いため、パソコンからのアクセスを推奨いたします。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/gyousei/anzen/index.html

